

業務委託設計書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市中京区西ノ京船塚町 地内				
路線名又は河川名等					
委託業務名	朱雀公園グラウンド防球フェンス改修測量・実施設計業務委託				
履行期間	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで				
事業課(所)名	市民スポーツ振興室	単価使用年月	令和 年 月		
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
前払金支出		単価地区			

京都市 文化市民局

チェック欄	

委託概要

測量設計業務			式	1	
4級基準点測量	点	3	現地測量	km2	0.023
実施設計	式	1			

委託理由

本業務は、朱雀公園において、老朽化した防球フェンスの改修等を行うに当たり、現地測量及び実施設計を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 文化市民局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2026年5月
歩 掛 適 用 年 月	2026年5月
基 準 適 用 年 月	2026年5月
単 価 地 区	2601: I 地区

見積参考資料

本業務で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【実施設計】設計計画 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.5	人	
技師A	1.0	人	
技師B	1.0	人	

【実施設計】現地踏査 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.5	人	
技師A	0.5	人	
技師B	0.5	人	

【実施設計】設計条件の整理 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	1.0	人	
技師A	1.0	人	
技師B	0.5	人	

【実施設計】比較形式検討 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	1.0	人	
技師B	1.0	人	

【実施設計】設計計算 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.5	人	
技師C	1.0	人	
技術員	1.5	人	

【実施設計】実施図面作成 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	1.0	人	
技師C	2.5	人	
技術員	2.0	人	

【実施設計】実施数量計算 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師C	1.0	人	
技術員	1.5	人	

【実施設計】既存施設の現況把握 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.5	人	
技師A	1.0	人	
技師B	1.0	人	

【実施設計】撤去図面作成

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.5	人	
技師C	2.0	人	
技術員	2.0	人	

【実施設計】撤去数量計算

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.5	人	
技師C	1.0	人	
技術員	1.5	人	

【実施設計】施工計画

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	1.0	人	
技師B	1.5	人	
技師C	0.5	人	

【実施設計】概算工事費の算出

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.5	人	
技師C	2.0	人	
技術員	2.0	人	

【実施設計】照査

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	1.0	人	
技師A	1.0	人	

【実施設計】報告書作成

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	0.5	人	
技師B	2.0	人	
技師C	4.0	人	
技術員	2.0	人	

業務委託料内訳書

業務名	朱雀公園グラウンド防球フェンス改修測量・実施設計業務委託				業 種 目	測量業務 基準点測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量		式	1				
基準点測量		式	1				
4級基準点測量		式	1				
4級基準点測量	永久標識設置なし, 伐採含まない	点	3				
地形測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量(作業計画)	1/250, 耕地/平地	業務	1				内 1号
現地測量	1/250, 耕地/平地	(km2)式	(0.023)1				内 2号
共通		式	1				
共通		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間時1回	業務	1				内 3号

業務委託料内訳書

業務名	朱雀公園グラウンド防球フェンス改修測量・実施設計業務委託				業 項	種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(測量)		式	1					
直接測量費		式	1					
間接測量費		式	1					
諸経費		式	1				内 4号	
測量業務価格		式	1					
公園設計		式	1					
公園設計		式	1					
実施設計業務		式	1					
実施設計		式	1				内 5号	
共通		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	朱雀公園グラウンド防球フェンス改修測量・実施設計業務委託				業 種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通(設計業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間時3回	業務	1				内 6号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)		式	1				
直接原価(その他原価除く)		式	1				
その他原価		式	1				内 7号
一般管理費等		式	1				内 8号
設計業務価格		式	1				
業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	現地測量(作業計画)	1/250, 耕地/平地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地測量(作業計画)		業務	1			内 9号
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	現地測量	1/250, 耕地/平地				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画		(km2) 式	(0.023) 1			内 10号
細部測量		(km2) 式	(0.023) 1			内 11号
数値編集		(km2) 式	(0.023) 1			内 12号
数値地形図データファイルの作成		(km2) 式	(0.023) 1			内 13号
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	打合せ	中間時 1 回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			内 14号
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	実施設計						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	設計計画		業務	1			内 15号
	現地踏査		業務	1			内 16号
	設計条件の整理		業務	1			内 17号
	比較形式検討		業務	1			内 18号
	設計計算		業務	1			内 19号
	実施図面作成		業務	1			内 20号
	実施数量計算		業務	1			内 21号
	既存施設の現況把握		業務	1			内 22号
	撤去図面作成		業務	1			内 23号
	撤去数量計算		業務	1			内 24号
	施工計画		業務	1			内 25号
	概算工事費の算出		業務	1			内 26号

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	打合せ	中間時 3 回				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ		業務	1			内 29号
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	その他原価					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）		式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
その他原価		式	1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛適用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号	一般管理費等					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価		式	1			
$\beta / (1 - \beta)$		%				
一般管理費等		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名 朱雀公園グラウンド防球フェンス改修測量・実施設計業務委託
履行箇所 京都市中京区西ノ京船塚町 地内

第1章 総則

第1条 目的

本特記仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が実施する朱雀公園グラウンド防球フェンス改修測量・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものである。

第2条 業務内容

本業務の内容は、朱雀公園グラウンド内にある防球フェンス改修に係る現況測量等を実施し、実施設計を行うものである。実施設計では、防球フェンス改修に当たり、比較形式検討、図面の作成及び概算工事費の算出等を行い、甲が当該公園の防球フェンス改修工事を発注する際の根拠資料を作成するものである。

第3条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和8年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第4条 電子納品

1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、紙媒体で1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕を納品する。

3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第5条 提出書類

受注者（以下「乙」という。）は、履行に当たり、共通仕様書の提出書類様式により甲に提出し、承認を得るものとする。

第6条 協議・報告の義務

- 1 乙は、履行期間中において、随時、共通仕様書の様式に従い進捗状況を甲に提出するものとする。
甲との協議については、打合せ簿を作成し、立会を申し出る場合は立会願を提出するものとする。
また、業務履行報告書については毎月提出するものとし、甲との連絡を密にとり、甲の申し出により必要に応じて報告書を提出するものとする。
- 2 乙は契約後速やかに担当技術者を選任し、図書の打合せ、現場説明からその任に就かせるものとする。
協議は、そのつど記録し、打合せの際相互に確認するものとする。
- 3 本業務における打合せは、測量業務においては、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとし、設計業務においては、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回行うものとする。ただし、中間打合せの回数は、監督職員と協議のうえ変更できるものとする。
打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 4 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第7条 秘密の保持

乙は、本業務実施中に生じた全ての成果品を甲の許可なく他に公表、及び貸与してはならない。
また、本業務により知りえた事項を他に漏らしてはならない。

第8条 完了

乙は、業務完了の際に完了通知書・引渡書・成果納品書とともに成果品を納め、完了検査を受けるものとする。

第9条 損害賠償等

乙は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守し、常に公衆に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。

万一、第三者との間に損害を生じた場合は、全て乙の責任において解決するものとし、甲にその旨を報告するものとする。

第10条 貸与する資料

本業務に必要な関係資料を別途貸与するものとする。

乙は、貸与された資料に対して借用書を提出し、本業務の完了時まで返還するものとする。
本業務で使用する資料の収集については、甲の指示及び許可を得た後に実施するものとする。

第11条 納入場所

本業務の成果品の納入場所は、京都市文化市民局市民スポーツ振興室とする。

第12条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

する。

第13条 前払金

前払金は、委託料の30%以内とする。

第14条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に
行うために、必要な指示や協議等は、打合せ記録簿や業務等委託関係書類等の書面により行うもの
とし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第15条 ウィークリースタンスの実施

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協
力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係
機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や
期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第2章 測量業務特記事項

第16条 公共測量作業規程の準拠

本業務において実施する測量に当たっては、国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月）に準拠して作業を行うものとする。

乙は、その内容を作業者に周知徹底させ遵守しなければならない。

第17条 技術者

測量業務における主任技師は、測量法第49条に基づき登録された測量士でなければならない。また、担当技術者は測量士又は測量士補でなければならない。

第18条 作業計画及び準備

- 1 本業務の実施に先立ち、作業方法、作業人員、使用機材、作業工程、その他必要な事項の詳細について作業実施計画書を提出し、監督職員の承認を得るものとする。
- 2 本業務を実施するうえで関係する諸機関との協議については、監督職員の指示に従い行動すると共に必要書類等の準備を行い、遺漏のないように行わなければならない。
- 3 測量作業に当たって、作業の2週間前には測量を実施する旨のお知らせビラを配布し、周辺住民に周知すること。なお、お知らせビラの内容及び配布範囲は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

第19条 測量機器の検定

本業務に使用する測量機器の検定については、（公社）日本測量協会 測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または請負者自身が別に定める検定要領により検定を行い、その記録を提出するものとする。

第20条 官公庁その他への手続等

乙は、本業務の実施のため必要な関係官公庁及びその他に対する諸手続きを監督職員と打合せのうえ、乙の責任において迅速に処理しなければならない。

第21条 土地の立入り

- 1 乙は、本業務の実施に当たり国又は公有、私有の土地に立ち入る場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 乙は、本業務の実施にあたり宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合、あらかじめ占有者に通知し、承認を得なければその土地に立入り、測量してはならない。この場合、遅滞なく監督職員に報告し、その指示に従うものとする。
- 3 乙は、樹木、垣もしくは柵等の伐採、土地又は工作物を一部使用する必要があるときは、その土地の所有者又は占有者に承認を得なければならない。この場合に生じた損失は、乙の責任において補償するものとし、遅滞なく監督職員に報告し、その指示に従うものとする。

第22条 作業確認

乙は、主要な測量段階の区切り目等において、監督職員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

第23条 現地測量

現地測量は、既存構造物については形状、寸法、材質等を詳細に記入するものとする。また、既存樹木については、樹種、規格（高木は幹周、低木は樹高）を記入するものとする。

第24条 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、監督職員の指示により乙の責任において処理するものとする。

第25条 検査

乙は、完了検査を受ける際、あらかじめ完成品及び関係資料等を作成・準備し、主任技師が立会のうえ、検査を受けなければならない。

第26条 作業の安全確保

- 1 作業に当たっては、作業員の安全確保はもとより、作業現場周辺における歩行者及び車両の危険防止のための適切な措置を講ずるものとする。
- 2 作業計画の立案に当たっては、安全確保に関する安全計画を作成し、監督職員の承認を得て、関係機関の理解を求めものとする。
- 3 作業に従事する全員に安全確保について意識を徹底させるものとする。

第27条 再測量

乙は、完了検査において測量成果に誤りが発見された場合、甲の指示に従い、乙の責任において、直ちに再測量を行い、誤りを訂正しなければならない。

第28条 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 観測手簿 | (6) 点の記 |
| (2) 計算簿 | (7) 品質評価表及び精度管理表 |
| (3) 成果表 | (8) 電子媒体による成果データ |
| (4) 現況平面図 | (9) その他監督職員の指示するもの |
| (5) 引照点図 | |

図面種別	縮尺	図版	備考
現況平面図	1/250	A3(A1)	

第29条 測量業務の内容

作業内容は、次のとおりとする。

種別	細別	規格・条件	作業工程
4級基準点測量	4級基準点測量	永久標識設置なし、伐採含まない	作業計画、選点、観測、計算整理
現地測量	現地測量(作業計画)	耕地、平地、縮尺1/250	現地測量(作業計画)
	現地測量	耕地、平地、縮尺1/250	作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成

第3章 設計業務特記事項

第30条 設計業務の内容

1 対象構造物と対応方針は、次のとおりとする。

- (1) 老朽化した防球フェンス（3箇所）の改修
- (2) 改修に当たり、既設防球フェンスの撤去及び代わりとなる防球フェンス等の設置
- (3) 代わりとなる防球フェンス等は、箇所別に比較形式検討を行ったうえ選定

2 作業内容は、次のとおりとする。

区分	作業項目	数量	単位
実施設計	設計計画	1	業務
	現地踏査	1	業務
	設計条件の整理	1	業務
	比較形式検討	1	業務
	設計計算	1	業務
	実施図面作成	1	業務
	実施数量計算	1	業務
	既存施設の現況把握	1	業務
	撤去図面作成	1	業務
	撤去数量計算	1	業務
	施工計画	1	業務
	概算工事費の算出	1	業務
	照査	1	業務
	報告書作成	1	業務

3 作業項目の内容は次のとおりとする。

(1) 設計計画

業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

現地状況から当該現場特有の課題等を把握し、設計検討に反映する。

(3) 設計条件の整理

設計条件等の設定に当たっては、各種基準等の明確な根拠に基づくことを基本とする。該当する基準等がない項目については、類似施設の実績等を収集整理し参照するなど、説明性のある根拠に基づくこと。

(4) 比較形式検討

施設を改修するに当たり、最適な構造、工法、施工性、経済性等を検討する（3案比較等）。

(5) 設計計算

選定した構造について、構造計算を行い、安全な施設仕様、構造等を決定する。

(6) 実施図面作成

検討結果を踏まえて、工事発注の根拠となる実施図面を作成する。

(7) 実施数量計算

検討結果を踏まえて、工事発注の根拠となる実施数量計算書を作成する。

(8) 既存施設の現況把握

撤去対象である既存施設の現況を把握する。

(9) 撤去図面作成

工事発注の根拠となる撤去図面を作成する。

(10) 撤去数量計算

工事発注の根拠となる撤去数量計算書を作成する。

(11) 施工計画

施工方法、工程、施工ヤード計画等を取りまとめた施工計画書を作成する。

(12) 概算工事費の算出

作成した図面及び数量に基づき、予算規模の把握及び工事発注の基礎資料となる概算工事費を算出する。

(13) 照査

照査技術者は、業務の節目毎に照査を行い、照査において作成した資料は、土木設計業務等共通仕様書第 1108 条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

(14) 報告書作成

本業務で検討した事項について、報告書として検討の流れや各種根拠を分かりやすく取りまとめる。また、検討に当たって、参照又は引用した各種の基準書や文献等についても、その写しを分かりやすく整理し、添付資料として取りまとめるものとする。

第 3 1 条

乙は、次の事項に関して独自の判断で実施してはならない。

- (1) 設計書に明示していない事項
- (2) 設計書に関わる事項
- (3) 地元関係者との協議に関わる事項
- (4) 天災その他不可抗力に関わる事項

第 3 2 条 成果品の仕様

提出する成果品については、別紙の成果品一覧表に示すとおりとする。また、作成上の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 総括数量表及び数量集計表については、工事内容区分に従って作成することとし、工種等は公園緑地工事工種体系ツリー図（令和 7 年 5 月 国土交通省都市局 公園緑地・景観課）に準拠して整理すること。これにより難しい場合は監督職員の指示に従うこと。
- (2) 概算工事費の算出にあたっては甲の公表図書（土木工事標準積算基準書等）に準拠するもの

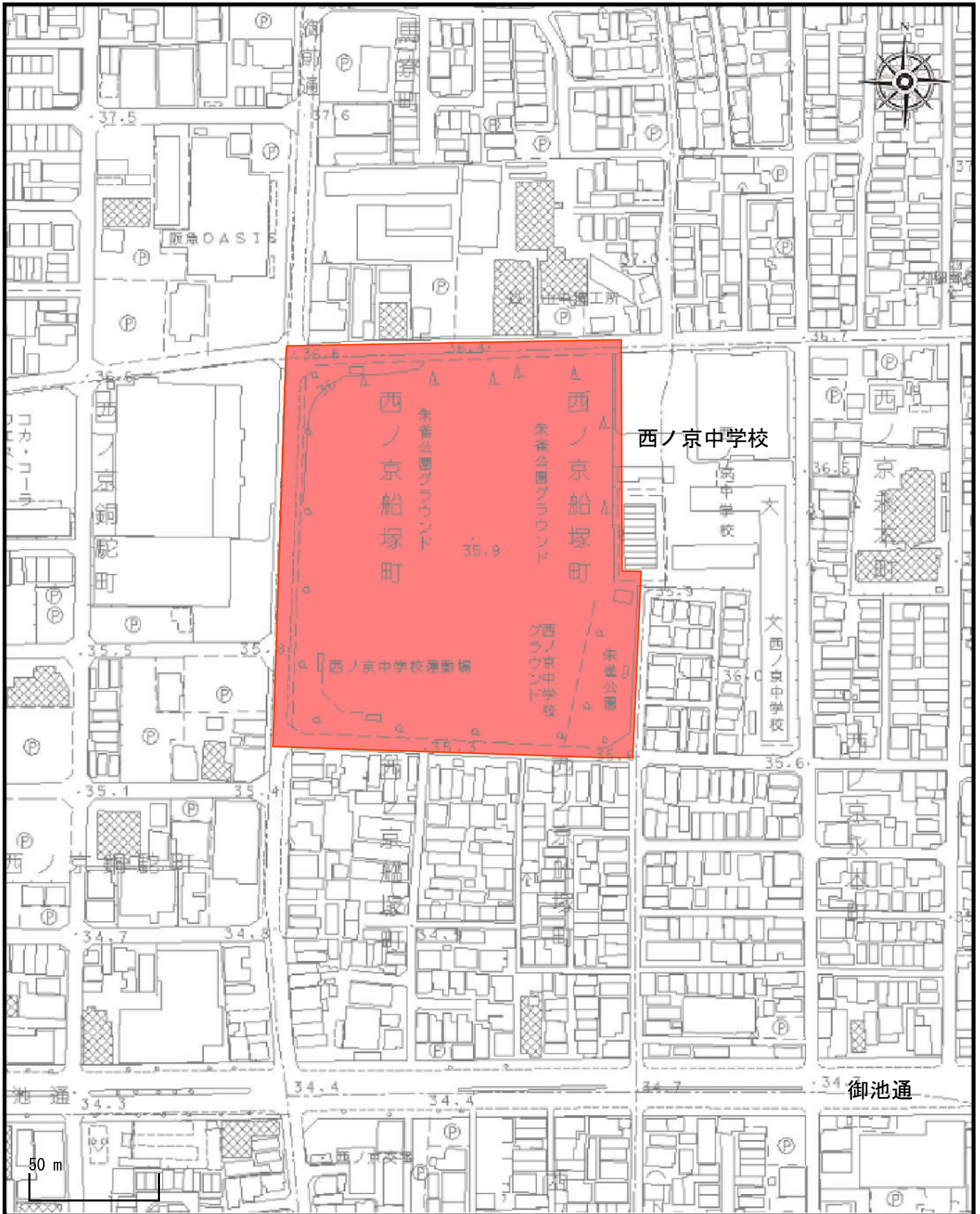
とし、公表図書が適用できない工種（歩掛）やシステム登録単価にない材料を使用する場合は、3社以上から見積書を徴収するか、物価資料の比較を行い、歩掛または材料単価を決定するものとする。

- (3) 各平面図には、数量計算内訳書に基づく工種区分・工種・種別・細別をまとめた数量表（凡例表）を記載すること。
- (4) 各構造図（撤去構造図を含む）には材料表を記載すること。なお、材料表に記載する名称及び規格については、公表図書（土木工事標準積算基準書等）に準拠するものとし、監督職員と十分調整すること。
- (5) 本業務の履行に際して必要な資料などはそのつど貸与するが、不必要になった時点で責任を持って返却すること。
- (6) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

成果品一覧表

図面種別	縮尺	図版	内容
位置図	1 / 2500	A 4	
計画平面図	1 / 250	A 3 (A 1)	
現況平面図			
撤去平面図			
施設平面図			
植栽平面図			
構造図			図示
撤去構造図			
数量計算書	—		A 4
数量集計表	—		
概算工事費計算書	—		
構造計算等資料	—		
協議資料（打合せ資料等）	—		
見積単価一覧表	—	—	見積書含む
物価資料比較表	—	—	
その他監督職員が指示するもの	—	—	

箇所図



1/2,500

: 本業務履行箇所